

たばこ対策への評価

生活習慣病、小児、呼吸器疾患患者等に対する入院基本料等加算及び医学管理等を算定する場合には、**原則屋内全面禁煙**を行うよう要件を見直す。

対象となる入院基本料等加算及び医学管理等の例

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 A200 総合入院体制加算 | 12 B001 9 外来栄養食事指導料 |
| 2 A208 乳幼児加算・幼児加算 | 13 B001 10 入院栄養食事指導料 |
| 3 A212 超重症児(者)入院診療加算・
準超重症児(者)入院診療加算 | 14 B001 11 集団栄養食事指導料 |
| 4 A221-2 小児療養環境特別加算 | 15 B001 16 喘息治療管理料 |
| 5 A232 がん診療連携拠点病院加算 | 16 B001 18 小児悪性腫瘍患者指導
管理料 |
| 6 A236-2 ハイリスク妊娠管理加算 | 17 B001 20 糖尿病合併症管理料 |
| 7 A237 ハイリスク分娩管理加算 | 18 B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料 |
| 8 A242 呼吸ケアチーム加算 | 19 B001-3 生活習慣病管理料 |
| 9 B001 3 悪性腫瘍特異物質治療
管理料 | 20 B005-4・B005-5 ハイリスク妊産婦
共同管理料 |
| 10 B001 4 小児特定疾患カウンセ
リング料 | 21 B005-6 がん治療連携計画策定料 |
| 11 B001 5 小児科療養指導料 | 22 B005-6-2 がん治療連携指導料 |

[施設基準]

それぞれの施設基準に加え、**当該保険医療機関の屋内が禁煙**であること。保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。

緩和ケア病棟入院料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(精神病棟)、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料を算定している病棟においては分煙でも差し支えない。

分煙を行う場合は、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努めること。喫煙可能区域を設定した場合には、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めると共に、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる。例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置を行う。

[経過措置]

平成24年6月30日までは従前の通り算定可能。

施設基準の届出は必要ない。

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

平成24年度診療報酬改定における10対1入院基本料に係る届出について

平成24年度診療報酬改定において、一般病棟入院基本料の10対1入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）の10対1入院基本料及び専門病院入院基本料の10対1入院基本料の施設基準の見直しが行われ、一般病棟看護必要度評価加算を廃止し、看護必要度に係る評価が施設基準の要件とされたところであります。これに伴い経過措置も設定され、看護必要度の評価の導入は平成24年7月1日からの実施となり、6月30日までは準備期間として看護必要度の評価を行なっているものとみなされる取扱いとなっております。

平成24年7月1日以降、引き続き10対1入院基本料を算定する保険医療機関につきましては、別添の厚生労働省保険局医療課事務連絡にありますように、施設基準の届出（「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号）別添7の様式10）を行っていただくこととなりますので、届出忘れがないよう貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成24年3月31日において、一般病棟看護必要度評価加算又は急性期看護補助体制加算の届出を行っている保険医療機関及び平成24年4月1日以降急性期看護補助体制加算を算定している保険医療機関につきましては、すでに看護必要度の評価に関する要件を満たしているため、今回改めて届出を行う必要はありません。

また、平成24年7月1日以降、10対1入院基本料において看護必要度に係る評価が施設基準の要件となることにより、今般、改めて届出を行う保険医療機関においては、施設基準の要件を満たすことにより、看護必要度加算及び急性期看護補助体制加算の届出が可能となる場合がありますので、各保険医療機関においてご確認いただきますようお願いいたします。

さらに、平成24年度診療報酬改定において、総合入院体制加算等22項目の入院基本料等加算及び医学管理等において、平成24年7月1日より、原則屋内全面禁煙の施設基準要件が適用されることとなります。これにつきましては、施設基準等の届出の必要はありませんが、6月30日で経過措置期間が切れますので、ご注意ください。

<添付資料>

平成24年度診療報酬改定における10対1入院基本料に係る届出について
(平24.5.25 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
平 成 2 4 年 5 月 2 5 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における10対1入院基本料に係る届出について

平成24年度診療報酬改定において、一般病棟入院基本料の10対1入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）の10対1入院基本料又は専門病院入院基本料の10対1入院基本料の施設基準について見直しが行われ、「当該病棟に入院している患者の看護必要度等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること」が追加されたところです。

これについては、平成24年6月30日まで経過措置期間となっているため、7月1日以降引き続き10対1入院基本料を算定する保険医療機関（平成24年3月31日において、一般病棟看護必要度評価加算の届出又は急性期看護補助体制加算の届出を行っている保険医療機関を除く。）は、施設基準の届出（「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号）別添7様式第10）を行う必要があるため、ご留意いただき、その関係者への周知にご協力いただきますよう、宜しくお願い致します。

なお、平成24年度診療報酬改定において、総合入院体制加算等の基準として、屋内禁煙であることが追加されたところであり、これについても平成24年7月1日から施行（届出は不要）されることとなっているため、周知にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。